# 公立大学法人首都大学東京 第二期中期目標・中期計画 (案) 対比表

## 中期目標

# <中期目標の基本的な考え方>

東京都は、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の 学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の | 成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与する ことを目的として、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)を設立した。

法人は、この使命を達成するため、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門 学校の三つの高等教育機関を管理運営している。

数多くの教育機関が存在する東京において、これら三つの教育機関は、東京都が設立した教育機関とし て、様々な取組を通じて、都民の負託にこたえていかなければならない。すなわち、公的な教育機関とし て、次代の東京を担う人材を育成するとともに、東京都が抱える諸課題を見据えた教育研究に取り組み、 東京都のシンクタンクとしての役割を果たすこと、東京に立地する大学や研究機関等と連携し、地域社会 の発展に貢献することが求められている。

各教育機関が、それぞれの特性を生かした学校運営を行い、教育研究や社会貢献を通じて地域社会の発しえている。 展・向上に寄与するとともに、法人が教育機関相互の連携・協力を推進することにより、法人全体として の存在意義をより一層高めていくため、東京都はこの中期目標を策定し、指示する。

#### <公立大学法人首都大学東京の基本的な目標>

首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校が、東京都の教育機関として、 その存在意義を都民に示していくためには、各教育機関の構成員一人ひとりが、それぞれの教育機関に期 取り組んでいかなければならない。

また、法人は性質の異なる三つの教育機関を運営しているが、これは、他の国立大学法人や公立大学法 人にはない特性である。求める学生像や教育研究内容は異なるものの、「大都市における人間社会の理想 開を図っていくことが重要である。

こうした考えに基づき、今回の中期目標においては、以下の重点取組事項を定める。

#### ■ 重点取組事項

① 大都市の活力の源泉となる人材の確保・育成・輩出

法人の主要な役割の一つは、大都市課題の解決に貢献する意欲と能力を備えた人材の育成であるが、首しる。 都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校では、教育課程や教育内容をはじめ、 学生の年齢層等は異なる。

# 第二期中期計画の基本認識

公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)は、平成17年に旧都立の四大学を統合した首都大 学東京の開学、翌平成18年に産業技術大学院大学の開学、さらには平成20年に都から東京都立産業技術 高等専門学校の移管を受け、現在、異なる個性の三つの高等教育機関を有する、わが国唯一の公立大学法人 となっている。

中期計画(案)

この間、首都東京の高等教育機関として、時代の変化や社会的要請等を的確に捉えながら、先駆的な改革 | に果敢に取り組み、広い分野の知識と深い専門の学術の教授研究、豊かな人間性と独創性を備えた人材育成、 さらには大都市に立脚した教育研究に努めてきた。

この結果、法人創成期にあたる第一期中期計画期間中の様々な取組については、外部評価機関からも高い 評価が得られ、各大学・高等専門学校における特色ある教育研究体制や強固な経営体制の「礎」を確かなも のにしたところである。

一方、社会経済情勢に目を向ければ、少子高齢化やグローバル化、多様化する価値観、さらには未曾有の 経済危機などに起因して、社会の至る所で、様々なパラダイムシフトが起きている。高等教育においても、 同年代の若年人口の過半数が高等教育を受けるという、これまで経験したことのないユニバーサル段階を迎

こうした中で、我が法人には、グローバル化する21世紀の知識基盤社会の成熟化に向けて、首都東京を フィールドとしながら、国際的通用性のある質の高い教育により、社会全体を支え、先導していく「21世 紀型市民」\*を幅広く育成し、社会の持続的発展につなげていくことが期待されている。

今後も本法人は、人の属性、例えば、年齢や性別、職業などにとらわれない、学ぶ意欲と高い志を持った、 すべての学生にとって開かれた高等教育機関として、その使命である「大都市における人間社会の理想像の 待される「公立」としての役割を深く認識し、都民にとって価値あるものとなるよう、日々の教育研究に│追求」に向けて、有為な人材の育成をはじめ、様々な教育研究成果を広く社会に還元していかなければなら ない。

そのためには、各大学・高等専門学校が、その役割や機能を十分認識し、それぞれの特性を活かしながら、 より質の高い教育研究や社会貢献を実践するとともに、限られた資源の中で、必要な選択と集中を行い、そ 像の追求」という使命の実現に向けて、三つの教育機関が連携・協力し、法人全体として効果的な事業展|れぞれの特性に磨きをかけていく。また、その特性をさらなる強みとしていくため、法人内はもとより、様々 な主体との連携も深め、新たな相乗効果を生み出していく。

> こうした取組を積み重ねながら、第二期中期計画期間は、法人を構成する各大学・高等専門学校が、これ まで以上に相互連携・協力を深め合って、様々な課題の克服に向けて専心し、その教育研究成果を「目に見 えるかたち」で、広く国内外へ発信し、首都東京を支える公立大学法人としてのレーゾンデートルを確立す

<sup>※</sup> 平成17年1月28日中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」(答申)では、専攻分野についての専門性を有するだ けでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは 社会を改善していく資質を有する人材を「21世紀型市民」と定義付けし、多数育成していかねばならないとしている。

各教育機関においては、求める学生像を明確にし、質の高い学生の確保に努め、大都市東京を将来にわたって支える有為な人材を確実に育成・輩出していく。

また、質の高い人材をより幅広く確保するため、女性や障害者、外国人等、多様な人々が差異を意識することなく学び、研究することができる環境を整備していく。

② 教育研究機関、自治体、企業等、多様な機関との連携

法人には、教育研究の成果を活用し、東京都のシンクタンクとして東京都が直面する様々な課題の解決 に貢献することが求められている。

既存分野の専門化が進み、多くの新たな学問分野が生まれている中で、限られた資源を活用して有意義な成果を得るためには、東京都が抱える課題を踏まえ、重点的かつ戦略的な取組を進めることが必要である。

その上で、複雑化・高度化する大都市の課題に的確かつ迅速に対応するため、他大学や自治体、企業等との連携・協力を推進していく。

③ グローバルな視点に立った教育研究の推進

人や情報が国境を越えて行き来し、環境、エネルギー問題等、多くの課題について地球的規模での対応が求められる中で、教育研究の質を維持・向上していくためには、グローバルな視点に立った取組が不可欠である。

文化や習慣の異なる人々との交流を通じて、広い視野と豊かな受容性をもつ人材を育成するため、学生の留学支援や外国人留学生の受入れ、在住外国人との交流等、各教育機関の状況にあわせた取組を推進する。

また、諸外国の大学や研究機関等と連携・協力し、都市に共通する課題について研究を進めていく。とりわけ、東京都の教育機関として、東京都の施策を踏まえ、アジア諸都市の大学や研究機関等との連携を推進し、大都市に共通する課題の解決に貢献していく。

法人においては、この目標の達成に向け、中期計画・年度計画を策定し、計画的・効率的な運営に努めなければならない。計画にはできる限り具体的方策や数値目標、指標等を定め、着実な実施を図るとともに、実績を評価・検証し、必要に応じて見直しを行い、絶えず自己改善を図る。

このことを法人の基本認識とし、都が示した第二期中期目標を着実に具現化するため、第二期中期計画を 策定し、他を先導する取組等に果敢にチャレンジしていく。

#### I 中期目標の期間及び教育研究組織

- 1 中期目標の期間
  - 平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間とする。
- 2 教育研究上の基本組織 別表のとおりとする。

#### I 第二期中期計画の期間及び教育研究組織

- 1 中期計画の期間
  - 平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間とする。
- 2 教育研究上の基本組織 別表のとおりとする。

#### Ⅱ 首都大学東京に関する目標

#### 1 教育に関する目標

広く国内外で起きている様々な事象に関心を持ち、都市社会の課題を発見し、その解決に向けてリー ダーシップを発揮する人材を育成する。

学部においては、幅広い教養と専門的な知識をバランスよく有し、都市社会が抱える様々な課題を発 見し、その解決に意欲的に取り組む人材を育成する。

大学院においては、高度な専門的知識を有する職業人や、学術研究の最前線で活躍する研究者等、高 度な知的社会基盤を支える人材を育成する。

#### (1) 教育の内容等に関する目標

- アドミッション・ポリシーに基づいて質の高い学生を確保するため、選抜方法の充実を図るととも 入学者選抜~意欲ある学生の確保~ に、その成果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図る。
- 大都市課題の解決に意欲を持ち、社会に積極的に貢献する人材を、幅広く募集する。
- 意欲ある学生を積極的に受け入れるため、東京都立産業技術高等専門学校や都立高校等との連携を 強化する。

- 学生が、普遍的・体系的な知識を修得するとともに、それを基礎として課題解決能力や実践的思考 | ◇ 教育課程・教育方法 力を身につけることができるよう、国内外の学術動向や社会状況を踏まえながら、教育内容を適宜見【総合的な「学士課程教育」の実践】 直す。
- 社会ニーズ・学生ニーズに対応した教育を提供するため、他大学や企業等と連携する等、多様な学 | 007 ① 本学が育成する学生像を具体化し、普遍的・体系的な知識・技法や教養の修得とともに、「自ら学 修機会の確保に努める。
- 国際的な知見を深め、異文化への理解力を育成するため、国際交流協定校の拡充等、グローバル化 に適合した教育機会の充実に努める。

#### Ⅱ 首都大学東京に関する目標を達成するために取るべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の内容等に関する取組

<学部>

- 001 ① 本学の基本理念が広く社会に認知・評価されるよう、具体的な教育目標や求める学生像を明確にし、 アドミッションポリシー等を通じて社会に対して積極的に発信していく。
- 002 ② 大学を取り巻く環境変化を鋭敏に見極めながら、アドミッションポリシーに合致する意欲ある学生 を獲得できるよう、入学者選抜方法等について創意工夫していく。

<大学院>

003 ③ 各研究科においては、本学の基本理念や教育目標を踏まえ、入学者選抜について、それぞれの特性 に応じた創意工夫を行い、大学院博士前期・後期課程の入学定員の適正化、定員充足率の改善に努め る。

<学部・大学院を通じた入試実施体制の整備>

004 ④ 入試準備段階からの教職員間の連携・協力体制を一層整備し、関係者間の的確な役割分担のもとで、 円滑な入学者選抜を維持していく。

<戦略的な入試広報>

|005 ⑤| 入試広報においては、多くの意欲ある志願者を確保するため、本学の特色ある教育研究内容、様々 な学生支援の取組等を、志願者はもとより、保護者や高校等にも広く発信するため、首都東京にある 公立大学の「強み」を活かした戦略性のある広報活動を展開していく。

<高大連携の推進>

006 ⑥ 高大連携を一層推進するため、大学体験学習や大学教員の出張講義など、高校・大学間の教育研究 に係る相互交流を拡充するとともに、意欲ある学生の受入れを促進する。また、こうした観点から、 法人内の東京都立産業技術高等専門学校とも、これまで以上に連携を深めていく。

<「自ら学び、考え、行動する」力の養成>

び、考え、行動する」力の源泉となる総合的な判断力、俯瞰力、倫理観といった広義の教養も涵養す るため、教育内容の充実に努めていく。

<総合的な「学士課程教育」の構築>

**008** ② グローバルな知識基盤社会を迎え、より良き未来を支える「21世紀型市民」を幅広く育成するため、専門教育の中の「教養」、教養教育の中での「専門」をそれぞれ重んじながら、教養教育と専門教育が有機的に連携した総合的な「学士課程教育」を構築していく。

<本学独自の全学共通科目の再整備>

**009** ③ 「都市教養プログラム」をはじめとした入学初年次からの本学独自の教育カリキュラムを再整備することで、「自ら学ぶ力」を修得させる多様な機会を設けていく。

<大都市の活力の源泉となる人材育成>

010 ④ 首都東京の公立大学である本学では、とりわけ様々な社会問題が先鋭的に現れる大都市東京をフィールドにして、その課題解決に必要な専門知識・技法、深い洞察力や俯瞰力など、幅広く、深みのある教養を兼ね備えた人材を育成する。

<学士課程教育と大学院の連携>

011 ⑤ 「21世紀型市民」を幅広く育成するとともに、高度専門職業人や高度な研究者等も数多く輩出していくため、学士課程から大学院博士前期・後期課程、専門職学位課程への有機的な接続を図りながら、順次性のある体系的な教育課程を構築していく。

### 【大学院教育】

<教育研究目的・方針の明確化>

**012** ① 大学院教育においては、21世紀社会を切り拓く、国際性豊かで、高度な専門性と幅広い知識を有する人材や高度な学術研究を推進する人材等を養成するため、研究科又は専攻・学域ごとに、その特性を踏まえた教育研究上の目的、学位授与の方針等を明確化し、実効性の高い教育課程の編成・実施に努めていく。

<高度専門職業人の養成>

**013** ② 国内外の各界第一線で活躍できる人材を輩出できるよう、社会的要請を踏まえた実践的なカリキュラムを工夫するなど、高度な専門知識・技法と幅広く、深みのある教養を兼ね備えた高度専門職業人を養成する。また、既に社会で活躍している高度専門職業人の学び直しの要請にも応えられるよう、リカレント教育にも寄与していく。

<高度な研究者の養成>

014 ③ 日進月歩する学術研究の高度化を踏まえ、個々の研究を一層深化させていくとともに、学際的に広がる新しい学術領域にも対応できるよう、既存の研究科・専攻等にとらわれない体制整備など、21世紀社会を先導し、学術の継承と発展を支えていく高度な研究者を養成する。

#### 【国際化】

<国際性豊かな人材の育成>

015 ① 国際センター機能を一層高め、国際化に係る基本構想・戦略を明確にしながら、全学を挙げた留学 支援・留学生支援、各部門における海外の大学・都市等との教育研究協力の機会の拡大など、国際性 豊かな人材の育成環境を整備していく。

#### 【学外連携の推進】

<大学間・大学院間連携の推進と学外教育資源の効果的な活用>

016 ① 学生の希望や社会ニーズを的確に把握し、多様な学修機会等を提供するため、国内外の大学や企業、 地域団体等との連携強化を図りながら、学外教育資源も活用した教育内容の充実を図る。

(2)教育の実施体制等に関する目標	(2) 教育の実施体制等に関する取組
○ 学部や研究科の枠を越え、組織一丸となって大学教育改革を推進する体制を整備する。	◇ 教育の実施体制
○ 学術研究の動向や新たな社会ニーズに迅速かつ的確に対応するため、既存の枠組みを越えて広く学	<教育実施体制の一層の強化>
内外に人材を求めるなど、教育の実施体制を不断に見直す。	017 ① 本学における教育実施体制を一層強化するため、学長・副学長・学部長等のリーダーシップ機能、
	各部局における教育の立案・実施機能、大学教育センターにおける全学的な教育活動の分析・支援機
	能を三位一体として、全学が一体となった大学教育改革を推進していく。
	018② 本学の教育理念を踏まえつつ、学術研究の高度化、社会的要請、学生ニーズ等に迅速かつ的確に対
	応した多様な教育を実施していくため、適時適切に有為な外部人材の登用が可能となる柔軟な教員採
	用枠を確保していく。
	<大学教育センターの体制再構築>
	019 ③ 大学教育改革の企画調整・実施機能を拡充するため、現行の入試部門・全学共通教育部門・FD評
	価支援部門の執行体制を検証するとともに、適切な人員の配置や関係運営委員会の統廃合を含め、体
	制の再構築を進める。
	020 ④ 大学教育の質保証を確保していくため、大学評価データベースシステムを構築するなど、的確な教
	学マネジメントや自己点検評価等に資するデータの収集・分析・蓄積を行い、大学教育改革のPDC
	Aサイクルの確立に向けた体制を整備する。
	<学術情報基盤の整備・拡充>
	021 ⑤ 激変する学術情報環境・科学者コミュニケーション環境に的確に適応しつつ、大学の学術情報資源
	を適切かつ有効に活用できるよう、図書情報センター等の学術情報基盤を整備・拡充する。
	022 ⑥ 図書情報センターにおける、資料提供・情報検索等のサービスの迅速化・高度化、レファレンス機
	能、さらには情報発信機能の向上を図るため、これからの図書館機能のあり方を再構築し、順次改善
	を行う。
○ 大学の使命を達成するとともに、社会ニーズ・学生ニーズに的確にこたえるため、教育の質の検証・	◇ 教育の質の評価・改善
改善に不断に取り組む。	<教育の質の向上に資する先駆的な取組>
	023 ① 第一期中期計画期間中に蓄積した各種FD活動の成果を土台として、全学的FD活動と部局FD活
	動との連携強化・相互支援を図りながら、さらなる教育の質の向上に資する先駆的な取組を積極的に
	展開する。
	024 ② 大学教育改革支援プログラムなど、国等が実施する補助事業等に積極的にエントリーするとともに、
	採択に向け、学内横断的なプロジェクトチームを編成するなど戦略的な取組を推進する。
<ul><li>○ 教育内容や成績評価に対する信頼を確保するため、シラバスや成績評価基準を適切に公表する等、</li></ul>	◇ 成績評価
大学教育の透明性の向上に努める。	<明確な学修方針の明示>
	025 ① 所期の学修成果を確実に達成していくため、各学部の授業計画を適切に定めることはもとより、学
	生の視線に立ったシラバスの作成に努めることにより、効果的・効率的な学修環境の整備を推進する。
	<成績評価の適切な運用>
	026 ② 学内における成績評価の考え方、方針、水準等に関する共通理解・認識を一層徹底させ公平・公正
	かつ的確な成績評価を実現する。

(3)学生支援に関する目標	(3) 学生支援に関する取組
○ 学生が充実した学生生活を送ることができるよう、学生ニーズや社会状況等を踏まえた支援体制や	◇ 全学を挙げた取組の実践
仕組みを整備する。	<学生支援に対する認識の共有化~多様な学生に開かれた大学~>
	027 ① 大学のユニバーサル化がますます進行し、学生気質も大きく変化している中で、多様な学生に開か
	れた大学として、留学生や障がい者等を含め、学生一人ひとりが充実した学生生活を送れるよう、こ
	れまで以上に教職員間の連携を密にし、全学を挙げた組織的な取組を推進する。
	<学生ニーズの適時適切な把握>
	028② 学生が、有意義な学生生活を送れるよう、定期的なアンケート調査の実施・分析はもとより、学生
	との意見交換会を開催するなど、迅速かつ的確な学生ニーズの把握に努める。
	<学修意欲の喚起>
	029 ③ 学生の学修意欲を一層引き出していくため、成績優秀者表彰制度や海外留学制度等の整備など、モ
	チベーションアップにつながる様々な取組を創意工夫していく。
	<ictを活用した学修環境の整備></ictを活用した学修環境の整備>
	030 ④ 学生の自主的かつ効果的な学修を支援するため、e-ラーニングの導入・活用など、「いつでも、ど
	こでも」良質な学修に取り組めるよう、学内のICT環境の整備を進める。
○ 学生が、自ら目指すべき将来像を明確にし、その実現に向け、計画的な履修や適切な進路選択がで	◇ キャリア形成支援
きるよう、学修支援や就職支援をきめ細かく行う。	<きめ細かな学修・進路相談支援>
	031 ① 学生一人ひとりが、自ら描く将来像に向け、明確な目的意識を持って大学生活を送れるよう、教職
	員間の適切な役割分担を明確にしながら、学生サポートセンター機能を再編強化し、計画的な履修や
	進路選択に関するきめ細かな支援を行う。
○ 学生を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、メンタルヘルスへの対応や、感染症対策・薬物対策等、	
心身の健康に関する相談・支援を強化する。	<健康支援センターによる支援>
	032 ① 感染症対策をはじめ、日頃から学生の健康管理に万全を期すため、「健康支援センター」を中心に、
	各キャンパス医務室機能の充実、地域医療機関等とのホットライン整備等を図る。また、日常的な健 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	康増進教育の推進、相談体制の充実を図る。
	033 ② 「健康支援センター」において、学生の抱える様々な悩みや、対人関係・心理適応上の問題等に関
	する相談体制を充実する。とりわけ、適応障がいがみられる学生に対しては、保護者はもとより、指
	導教員や専門医師等との緊密な連携体制を工夫していく。 - ペアンバントに
○ 学生が、経済的により安定した環境で学修に取り組めるよう、授業料減免等の経済的支援を適切に (2)	
行う。 - Total Control Control - Total Control	<適時適切な支援>
	034 ① すべての学生が安心して学修に専念できるよう、授業料減免、奨学金等、様々な経済的支援策を体
	系的に整理し、「必要な時に、必要な支援」が行えるよう、限りある財源を最大限に活用しながら、
○ 月月上前光中だ白行力理体表光体をキャトミ 光中のカムと ユールオディン・マナー サビュー・	環境を整備する。
<ul><li>○ 外国人留学生が良好な環境で学修できるよう、学内のみならず、生活面においても支援の充実を図</li></ul>	
る。 	<留学・留学生支援の充実>
	035 ① 留学する学生や留学生が、充実した留学生活を送れるよう、ニーズを的確に把握し、学修、生活両面に関するきめ細かな支援を行う
	面に関するきめ細かな支援を行う。

○ 障害をもつ学生が、安心して学生生活を送ることができるよう、それぞれの学生の状況に応じた支 | ◇ 障がいのある学生への支援 援を行う。 <一人ひとりに必要な支援策> 036 ① 障がいのある学生が、充実した学生生活を送れるよう、一人ひとりに必要な支援策を見極めながら、 教職員・学生による修学全般に対する支援体制を確立していく。 ○ 多様な経験を通じて豊かな人格形成が行われるよう、学内外における学生の活動を幅広く支援す | ◇ 学内外における学生活動への支援 <幅広い学生活動への支援> る。 037 ① 学修のみならず、多様な経験を通じて健全な人格形成に資するよう、大学行事やサークル活動をは じめ、ボランティア活動、学生寮活動、アルバイト経験など、幅広い学生活動を支援する。 2 研究に関する目標 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究の内容等に関する目標 (1)研究の内容等に関する取組 ○ 大学の使命を達成するため、長期的な視点から基盤的研究を深化・発展させるとともに、戦略的な | < 教員一人ひとりの確かな研究成果> 視点から社会ニーズを踏まえた先端的・学際的な研究を推進する。 038 ① 教員一人ひとりが、各自の専門分野における基盤的研究や先駆的研究を一層深化させ、他をリード ○ 国内外の学術研究の動向を踏まえ、東京都の大学として重点的に取り組む分野をグローバルな視点 する確かな研究成果に結びつけていく。 から定め、人的・財政的資源を集中的に投入して研究水準の向上を図る。 <「世界の頂点」となり得る研究分野の育成> ○ 大都市課題に先駆的に取り組む大学として、複雑化・高度化する大都市課題を分野横断的に把握・ | 039 ② 本学が有する様々な基盤的研究や先駆的研究の蓄積を背景として、他を先導する強みのある研究活 分析し、施策を提案する等、大学の研究成果を東京都のみならず、アジアの諸都市等に積極的に還元 動に対しては、研究資源を効果的に投資するなど、「選択と集中」を行いながら、「世界の頂点」と する。 なり得る研究分野を育成する。 040 ③ 日進月歩する学術研究の高度化に対応するため、既存組織の枠を超えた研究体制を有機的に構築す ることで、独創的かつ将来性のある新たな学術領域を創成する。 <世界の諸都市に向けた研究成果の還元> 041 ④ 本学は、首都東京にある公立の総合大学として、先鋭的かつ複合的に現れる様々な大都市問題に対 して、個々の研究成果を分野横断的に重層化・複合化させながら実効性の高い解決策を提案するなど、 国や都はもとより、国内外へ向けて、その研究成果を広く還元していく。 < グローバル研究拠点化に向けたチャレンジ> 042 ⑤ 世界に誇れるオンリーワンとなり得る「大都市研究」領域を構築する。そのために、既存分野の枠 にとらわれない人材の確保、財政的資源の集中投資を行い、「大都市科学研究国際センター(仮称)」 等、「大都市研究」のグローバル拠点を目指す。 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標 (2) 研究実施体制等の整備に関する取組 ○ 学術研究の動向や社会ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、組織の枠組みを越えて研究 | <必要な研究者確保に向けた仕組みの構築 > 体制を適宜見直す。 043 ① 学術研究の動向や社会ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、必要な研究者を確保するた ○ 重点分野については、国際的な研究を推進し、確実な成果につなげるため、必要に応じて学外から め、国内外を問わず外部の有為な人材の積極的な登用を図る。 の人材登用や国内外の研究機関との共同研究・人材交流等を行う。 <多様な研究者に開かれた大学に向けた環境整備> ○ 女性研究者や障害をもつ研究者、外国人研究者等が安心して研究に取り組めるよう、ソフト・ハー | 044 ② 女性研究者や障がいのある研究者、外国人研究者等、様々な背景を持つ多様な研究者が個人生活と ド両面において研究環境を整備する。 のバランスを保ちながら、研究を継続できる仕組みや安心して研究に取り組める施設・設備の整備な ど、ソフト・ハード両面から研究者の教育研究環境を整備していく。 <競争的資金の獲得と研究費の効果的な配分> 045 ③ 公立の総合大学として、学術研究の動向や社会ニーズの変化等を的確にとらえ、基礎的・基盤的な

	研究課題をはじめ、先駆的・政策的な研究課題にも果敢に取り組んでいく。そのため、基本研究費と 傾斜的研究費に係る財源配分の最適化を図るとともに、研究インセンティブが一層高まるよう、競争 的研究費配分ルールも確立していく。  046 ④ 各教員が、科学研究費補助金をはじめ、様々な外部資金の獲得に向けて積極的に取り組めるよう、 組織を挙げて必要な情報収集・提供、手続面での支援を行う。  <外部の研究資源の効果的な活用>  047 ⑤ 先端的な取組を行っている国内外の大学・試験研究機関や企業等との連携強化を図り、共同研究、 研究者の相互交流、研究協定締結校の拡大など、外部の研究資源の効果的な活用を進める。  <情報学領域の体系化>  048 ⑥ 本学における基盤的・学際的研究分野として、情報学領域に属する様々な学問分野を体系的に整理 するとともに、学内 ICT 環境を整備し、様々な分野の教育研究活動の高度化を効果的に支えていく。
3 社会貢献等に関する目標	3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置
(1)都政との連携に関する目標	(1)都政との連携に関する取組
○ 様々な大都市課題について分野横断的な体制で分析・検討を行い、多角的なアプローチや効果的な	<都の政策課題解決に向けた支援>
施策を提案する等、東京都や区市町村の課題解決に積極的に貢献する。	049 ① 都民生活の質的向上を図るため、首都東京のシンクタンクとしてますます複雑・高度化する大都市
○ 複雑化する都市課題の解決に向け、東京都や区市町村が実効性のある施策を立案・実施できるよう、	
公共政策部門における高度専門人材の育成を支援する。	を積極的に支援する。
○ 東京都の試験研究機関や文化施設等との連携を強化し、東京都が有する知的資源を活用して、都市	
課題の解決や社会の発展に寄与する。	050 ② 様々な行政課題の解決に向けて、公共政策部門における高度専門人材を育成するため、必要な教育 プログラムを開発・提供し、都や区市町村はもとより、様々な公共セクターに属する人材の育成に貢献する。
	<都の関係機関等との連携強化>
	<b>051</b> ③ 都の政策課題の解決に向けて、東京都立産業技術研究センターや医学系研究所など、都の試験研究 機関等との連携を強化し、都政の研究機関コンソーシアムの構築等の検討を先導的に行っていく。
	<b>052</b> ④ 都が保有する博物館・美術館等の文化施設との連携強化を図るなど、都の文化芸術政策の推進に寄 与する。
(2)社会貢献等に関する目標	(2) 社会貢献等に関する取組
○ 大学が有する多様な資源を活用し、新産業の創出、製品開発や人材育成等、東京の産業振興に貢献	◇ 産学公の連携推進
する。	<産学公連携機能の強化>
	053 ① 社会環境の変化・社会ニーズの動向等を的確に見極めながら、期待される地域の産業振興等に積極
	的に寄与できるよう、産学公連携センターと各部局との連携を一層緊密にしていくための基盤を整備 する。
○ 社会が必要とする高度専門人材の養成や、都民の学び直しのニーズにこたえるため、社会人リカレ	7 7 8
ント教育を充実する。	<新しい「公」の担い手に対する支援>
○ 都民の学習ニーズや企業の人材育成ニーズを広く把握し、オープンユニバーシティ等において、時	054 ① 様々な場面で、「公」の活動に尽力している地域住民や NPO 法人等に対して、本学が保有する知的
機をとらえた事業を企画・実施するとともに、より多くの都民等が利用できるよう実施方法を改善する。	資源、施設資源等を提供するなど、ソフト・ハード両面から、その活動を支援することにより、豊かな地域社会づくりに貢献する。

	<ul> <li>&lt;社会人リカレント教育の推進&gt;</li> <li>055 ② 都民が、自らの生涯を通じた学び直しや必要なキャリアアップを図れるよう、求められる水準に応じて学部や大学院、オープンユニバーシティを活用し、様々なプログラムを開発・提供するなど、社会人リカレント教育に資する学修環境を整備する。</li> <li>&lt;オープンユニバーシティの再構築&gt;</li> <li>056 ③ 広く都民や企業等の教育ニーズを的確に把握し、求められる講座をタイムリーに提供するため、オープンユニバーシティ教員体制の再構築を行うとともに、各種講座の構成の検討に当たり全学を挙げた協力体制の強化を図り、本学のプレゼンス向上につなげる。</li> <li>057 ④ 法人会員制度の普及促進・新たな広報媒体の活用等、オープンユニバーシティ講座の効果的な宣伝活動を行いながら、講座の開講率の向上、受講者数の拡大に努める。</li> </ul>
□ 産業技術大学院大学に関する目標	Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成するために取るべき措置
1 <b>教育に関する目標</b> 専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に貢献する 意欲と能力を持つ高度専門技術者を育成する。	1 教育に関する目標を達成するための措置
(1)教育の内容等に関する目標	(1) 教育内容等に関する取組
○ アドミッション・ポリシーに基づいて質の高い学生を確保するため、入学者選抜の成果を検証し、 入試広報や選抜方法の改善を図る。	<ul><li>◇ 入学者選抜</li><li>&lt;戦略的な広報活動による素養のある学生の確保&gt;</li><li>058 ① 企業や行政機関等への働きかけを強化し、高度専門職業人としての資質を有する学生の開拓に努めるとともに、明確なターゲットを定めた広報活動の展開により、社会人、学部卒業生及び高専専攻科修了生等から、素養のある学生を確保する。</li></ul>
○ 産業界で必要とされる知識と技術を活用するための業務遂行能力(コンピテンシー)を明確にし、	◇ 教育課程・教育方法
個々の学生の経験等にも配慮した実践的な教育を通じて修得させる。	<入学前教育の実施>
○ 産業界と連携し、現場のニーズを教育内容に反映させるよう努めるとともに、ビジネス動向を踏ま えてPBL(問題解決型学習)教育を検証・改善する等、実践的な教育を推進する。	059 ① 年齢、性別、国籍、職歴、所属企業の分野等が異なる多様な属性を持つ入学者に対応する導入教育を推進する。 <実践型教育の更なる推進>
	060 ② 様々な現場で必要とされる IT 分野や創造技術分野の高度専門的な理論・知識について、徹底した教育を行う。
	061 ③ 産業界で必要とされるスキル及びコンピテンシーを明確化するとともに、その測定手法等の開発研究を推進する。
	<先進的なPBL教育の実践> 062 ④ PBL教育開発の先駆者として、PBL教育の効果的手法をさらに検証するとともに、実務実践面での精度を高める取組を推進する。
	<グローバル化の推進> 063 ⑤ グローバルに活躍できる人材を育成し、我が国はもとより、諸外国の産業発展に貢献するとともに、特色ある教育研究の取組を国内外に広く発信していく。

(2) 教育の実施体制等に関する目標	(2) 教育の実施体制に関する取組
○ 企業や他大学等との連携を推進し、現場実習の場や実務家教員を確保する等、より実践的・効果的	◇ 教育の実施体制
な教育を行う体制を整備する。	<産業界のニーズを反映した教育体制等の整備>
○ 意欲ある若い世代に、より高度な専門知識や技術を学ぶ機会を提供するため、教育研究における東	064 ① 運営諮問会議を通じて、企業との連携を深めるとともに、今後人材を育成すべき産業技術分野も見
京都立産業技術高等専門学校との連携を強化する。	極めながら、社会情勢や産業界のニーズを反映した教育体制を整備していく。
	<他大学等との積極的な交流>
	065 ② 他大学等との教育研究資源の相互交流など、教育研究の連携を強化する。
	<9年間一貫教育と複線型教育システムの拡充・推進>
	066 ③ 体系的な知識・スキルを修得した高度専門技術者を輩出するため、東京都立産業技術高等専門学校
	専攻科からの進学による9年間一貫のコースや高専カリキュラムの設計を東京都立産業技術高等専門
	学校と協力して行うとともに、教育研究活動における連携・交流を推進する。
○ 教育内容や教育成果に関する評価と、それに基づく改善に不断に取り組み、教育の質の向上を図る。	◇ 教育の質の評価・改善
	<教育の質の評価・改善>
	067 ① 教授法の改善、講義内容や、レベルの調整、カリキュラム改善等、時宜を得たきめ細かな教育の質
	の改善を図るための FD 活動を展開する。
(3) 学生支援に関する目標	(3)学生支援に関する取組
○ 高度専門職業人を育成する専門職大学院の役割を踏まえ、社会人学生に配慮した学修環境を整備す	<学び直しのできる学修環境>
るとともに、修了後も必要に応じて学び直しができる仕組みを整える。	068 ① 広く社会人が学修しやすい環境を整備するとともに、修了後も生涯を通じて、専門能力の向上に資
○ 学生が必要な知識や技術を確実に修得し、産業界で活躍できるよう、学生の適性や就労経験等を踏	
まえたキャリア形成支援を行う。	<キャリア開発支援>
	069 ② 学生の自主的な取組を基調としながら、入口から出口まで、多様な学生の就職やキャリアアップ等
	を見据え、組織的・体系的な一貫したキャリア開発支援を展開する。
	2 研究に関する目標を達成するための措置
○ 産業界の人材育成ニーズや技術動向、修了生の活動状況等を踏まえ、高度専門技術者の育成に資	◇ 研究内容等
する研究を推進する。	<教育手法に関する研究>
○ 現場のニーズを研究に反映させる仕組みを整備するとともに、広範かつ高度な研究を実現するた	070 ① IT 及び創造技術の分野の教育に適したプロジェクトの開発に努め、実践的な教育研究を推進する。
め、企業や教育研究機関等との連携を強化する。	<開発型研究の推進>
	071② 専門職大学院としての社会貢献を重視し、研究成果の社会への還元を目的として、製品開発をター
	ゲットとした開発型研究の取組を進める。
	◇ 研究の実施体制等
	<現場ニーズと最新技術の反映>
	072 ① 運営諮問会議を活用して、産業界のニーズ・最新技術・経営動向を研究内容に迅速かつ的確に反映していく。
	<開発型研究体制の整備>
	073 ② 多様な社会貢献活動を企画・調整・運営するオープンインスティテュート組織体制を整備し、都や 関係研究機関等と連携した教育研究活動を推進する。

3 社会貢献等に関する目標	3 社会貢献に関する目標を達成するための措置
(1)都政との連携に関する目標	(1)都政との連携に関する取組
<ul><li>○ 専門職大学院として培ったノウハウを生かし、東京都や区市町村の課題解決に向け、より現実的・ 実践的な施策提案や事業協力を行い、地域社会の発展に貢献する。</li><li>○ 大学の知的資源を活用し、業務遂行に必要な実践的な能力を身につけられるよう、東京都や区市町村の職員等の人材育成を支援する。</li></ul>	074 ① 都各局や区市町村等との連携を通じて、政策課題に対するシンクタンク機能を発揮し、現実的、実
(2) 社会貢献等に関する目標	(2) 社会貢献等に関する取組
○ 専門職大学院の機能やノウハウを活用し、中小企業の人材育成や製品開発を支援するとともに、産業界や研究機関との共同研究や人材交流を進め、東京の産業振興に貢献する。	<ul><li>◇ 産学公の連携推進</li><li>〈産業振興施策への貢献〉</li><li>076 ① 企業等のニーズを踏まえ、専門セミナー・公開講座の開催、中小企業を含む産業界及び地元自治体と共同した開発型研究・受託研究など、多様な社会貢献活動を通じて、産業振興施策に貢献していくとともに、外部資金の拡大にも努める。</li></ul>
<ul><li>○ 広く社会人を対象にキャリアアップや学び直しを支援するため、働きながらでも学びやすい学修システムの構築や環境整備に取り組む。</li></ul>	<ul> <li>◇ 地域貢献等</li> <li>&lt;社会人リカレント教育と専門職コミュニティの形成&gt;</li> <li>077 ① 広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しのための学修環境を整備し、高度専門職業人の人的交流と相互研鑽の活発化を図るための場として、本学を核にした専門職コミュニティの形成を推進する。</li> </ul>
<ul> <li>Ⅳ 東京都立産業技術高等専門学校に関する目標</li> <li>1 教育に関する目標</li> <li>16 歳からの実践的な教育を通じて、工学的知識・技術を総合的に活用することができる応用力と創造力をかん養し、首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストを育成する。</li> </ul>	IV 東京都立産業技術高等専門学校に関する目標を達成するために取るべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置
本科においては、科学技術の高度化、複合化、グローバル化に迅速に対応できる応用力、創造力を有した実践的技術者を育成する。 専攻科においては、より深く精緻な知識と技術を教授し、専門分野における研究を指導することにより、総合的実践的技術者を育成する。	
(1) 教育の内容等に関する目標	(1) 教育内容等に関する取組
○ 意欲ある学生を幅広く確保するため、志願者の動向や社会ニーズも踏まえ、入学者選抜の見直しや 改善を図る。	<ul> <li>◇ 入学者選抜</li> <li>&lt; 多様な学生の確保&gt;</li> <li>078 ① 性別や年齢、職業の有無、住所地、国籍に関わりなく、多様な学生を受け入れるための取組を推進する。</li> <li>&lt; 選抜方法の見直し&gt;</li> <li>079 ② 入学者選抜について、その内容等を見直し、多様な学生を受け入れるための適切な入学者選抜方法を確立する。</li> </ul>

	<広報活動の強化>
	080 ③ 学生の確保のため、広報戦略に基づく効果的な広報活動を展開する。また、「産技高専」ブランド
	の確立に向けた PR 活動に取り組む。
○ 技術革新や産業界のニーズ等を踏まえ、実践的な知識・技術を修得できるよう、教育内容を不断に	◇ 教育課程・教育方法
検証し、必要に応じて改善する。	<教育内容の充実>
○ 学生がより具体的な目標をもち、その実現に向けて必要な知識・技術を修得できるよう、インター	081 ① 技術革新や産業界のニーズを踏まえたカリキュラムの見直しを行うとともに、新たなカリキュラム
ンシップや現場体験等実践的な教育を推進する。	構成や教育内容を検討する。
○ ものづくり産業のグローバル化に対応できるよう、英語力の向上や異文化への理解力の養成等、基	082 ② 全教職員が東京都立産業技術高等専門学校における教育のあり方・方向性等についての共通認識を
礎的な教育の充実を図る。	持ち、さ らなる教育の質の向上に努めるよう、組織的・継続的な FD 活動に取り組む。
○ 産業技術大学院大学との連携を強化し、より体系的な知識・技術を学ぶ機会を拡充する。	<キャリア教育>
	083 ③ 国際的に活躍できる技術者を育成するため、実践的な英語教育の充実、国際感覚の醸成等に努める。
	084 ④ 学生に、入学後早い段階から、自らの将来に対する目的意識を持たせるため、必要な環境整備を行
	い、系統立った順次性のあるキャリア教育を導入する。
	<9年間一貫教育と複線型教育システムの拡充・推進>
	085 ⑤ 本科修了後、専攻科から産業技術大学院大学への進学により、体系的な知識・スキルを修得した高
	度専門技術者が輩出されるよう、9年間一貫のコースやカリキュラムの設計を産業技術大学院大学と
	協力して行うとともに、教育研究活動における連携・交流を推進する。
	086 ⑥ 都立工業高校からの編入学生の学習成果を向上させるため、高校側と連携して編入学生受入れのた
	めの接続プログラムを整備する。
(2) 教育の実施体制等に関する目標	(2)教育の実施体制に関する取組
○ 地元企業等との連携を強化し、技術革新や産業界のニーズを教育内容に反映させる等、より実践的	◇ 教育の実施体制
な教育を推進する体制を整備する。	<産業界と連携した実践教育>
	087 ① 地域産業界等をメンバーとした「運営協力者会議」を中心に、社会経済状況や産業界のニーズを教
	育に反映させる仕組みを構築する。
○ 教育内容や教育成果について、定期的に評価・点検を行う仕組みを整備し、それらに基づいて教育	
の質の向上に不断に取り組む。	< 教育システムの継続的な改善 > 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	088 ① 「運営協力者会議」を活用して、外部評価を行い、教育の質の改善につなげていく。
	089 ② 学生が卒業時(修了時)に身につけるべき力を客観的に示す指標を作成するとともに、学生の学習
	到達度をチェックする仕組みを検討する。
(3) 学生支援に関する目標	(3) 学生支援に関する取組
○ 学生が充実した学生生活を送ることができるよう、学生サポートセンター等法人全体の機能も活用	
して相談・支援体制を充実する。	090 ① 学生一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるよう、学生相談体制の強化、課外活動への
○ 学生が目的や適性に応じたカリキュラムを選択・履修し、将来に向けて必要な技術や知識を修得で	
きるよう、学修支援や就職支援をきめ細かく行う。	留学など学外での学習経験を希望する学生への積極的な支援を行う体制づくりに取り組む。
○ 学生が、経済的により安定した環境で学修に取り組めるよう、授業料減免等の経済的支援を適切に	
行う。 	<b>091</b> ②   教員による適切な履修指導に加え、学生や職員による学習支援活動を推進する。   ***********************************
	進路支援体制を強化するため、学生サポートセンターとの連携による、相談体制の構築や進路支援に
	関する情報の共有化を図っていく。

	<経済的支援>
	092 ③ 学生一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援に引き続き取り組んで
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置
○ 産業界のニーズや東京都の施策等を踏まえ、ものづくりスペシャリストの育成に資する研究を推進	<研究内容・研究体制に関する取組>
する。 <ul><li> 法人内の大学や東京都の試験研究機関、地元企業等と連携し、研究体制の充実を図る。</li></ul>	093 ① 「ものづくりスペシャリストの育成」に貢献する研究活動を活性化するため、効果的な研究費の獲得や配分、研究活動のあり方、研究成果の社会への還元方策等について、総合的・体系的な検討を行
	い、順次制度化を図る。
	<研究実施体制等の整備に関する取組>
	094 ② 法人内の他の機関、東京都やその他の研究機関等との連携を進めていくため、機関間の協定や規程の整備等の環境整備を図っていく。
3 社会貢献等に関する目標	3 社会貢献に関する目標を達成するための措置
(1)都政との連携に関する目標	(1)都政との連携に関する取組
○ 東京都や地元自治体に対して、事業提案・事業協力を積極的に行い、地域の課題解決に貢献する。	<都政との連携に関する取組>
○ 東京都や区市町村、地域の小中学校と連携し、東京の産業を支えるものづくり人材を育成・確保す	095 ① 東京都や地元自治体の課題解決を技術面からサポートするための体制を整備し、具体的な実績に結
るための取組を行う。	びつけていく。
	<都のものづくり教育の中核としての連携推進>
	096② 小中学生向けの「ものづくり教育プログラム」の開発や 「ものづくり教室」の開催などを積極的に
	展開し、大人から子供に至るまで、広く地域における「ものづくり人材育成」の機運を醸成していく。
(2)社会貢献等に関する目標	(2) 社会貢献等に関する取組
○ 地元企業との連携を引き続き推進するとともに、産学公連携センターの機能を活用し、より幅広い	◇ 産学公の連携推進
活動を展開する。	<地域における産学公連携の推進>
	097 ① 産学公連携センターのコーディネート機能を活用して、より幅広い地域の企業等との連携関係を構
	築し、共同研究や技術相談の機会を拡充するとともに、学生の教育研究活動にも有機的に連関させて
	いく。
○ 主に社会人技術者を対象として、学び直しのための場を提供し、地元企業の人材育成を支援する。	◇地域貢献等
	< 社会人リカレント教育の推進 >
	<b>098</b> ① 社会人技術者への再教育ニーズに応えていくため、ものづくり技術者のスキルアップのための「学 び直し」の場を提供していく。

V 法人運営の改善に関する目標	V 法人運営の改善に関する目標を達成するために取るべき措置
1 組織運営の改善に関する目標	1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
○ 三つの高等教育機関を有する法人として、その特性を生かした戦略的な組織運営を行うため、理	◇ 戦略的な組織運営
事長を中心とした経営陣のマネジメント体制を強化する。	<法人全体のヘッドクォーター機能の確立>
<ul><li>○ 公的な高等教育機関に求められる事業を機動的・戦略的に実施するため、それぞれの教育機関において学長・校長がリーダーシップを発揮しやすい体制を整備する。</li></ul>	<ul> <li>099 ① 首都東京の公立大学法人として、理事長のリーダーシップの下、法人全体の企画立案、組織・人事、財務運営等を行うヘッドクォーター機能を強化し、3つの高等教育機関を有機的に連携させながら、戦略的な組織運営を行う。</li> <li>併せて、各大学・高等専門学校においては、それぞれ学長・校長がリーダーシップを発揮するとともに、これまで以上に学校間連携を深めながら、戦略的な事業展開に積極的に取り組む。</li> <li>〈意思決定プロセスの確立〉</li> <li>100 ② 理事長、学長、校長、部局長等の各層における迅速な意思決定やリーダーシップを確立するため、</li> </ul>
	既存の意思決定プロセスを検証し、意思決定のさらなる迅速化と責任の明確化を図る。
○ 意思決定の迅速化や責任の明確化を図るため、法人及び各教育機関の意思決定プロセスを検証し、 組織の簡素化等を進める。	◇ 組織の定期的な検証 - < 教育研究組織の定期的な検証 - < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < > < < >
○ 設置理念に基づき、教育研究の質を維持向上していくため、時代変化や社会ニーズを踏まえて教育研究組織の検証や見直しを行うとともに、法人運営を支える事務組織についても適時適切に見直していく。	101 ① 各大学・高等専門学校の設置理念に基づき、効果的かつ円滑な教育研究活動が行えるよう、各々の教育研究組織のあり方に関する定期的な自己点検・評価、外部評価等も踏まえながら、教学組織の再編や事務組織との連携強化など、不断に見直しを行っていく。 <事務組織の定期的な検証>
	102 ② 法人運営(経営・教学)を支える事務組織は、その役割と責任の重さを十分認識した上で、日常的な業務執行はもとより、様々な状況変化等に対しても的確に対応できるよう、必要な体制整備や機能強化を適時適切に行っていく。
○ 教員一人ひとりがその能力を十二分に発揮し、質の高い教育研究を実現できるよう、引き続き、任	◇ 教員人事
期制・年俸制・評価制度を基本とする教員人事制度を適切に運用するとともに、優秀な人材を確保・	<人事制度の適切な運用・改善>
育成するために、様々な創意工夫を行う。	103 ① 質の高い教育研究の実現に向けて、意欲と能力のある有為な人材を的確に確保・育成・活用していくため、引き続き現行人事制度を適切に運用するとともに、今後、教育研究実績等を踏まえた処遇を一層実現できるよう、現行制度の成熟度や情勢変化を見極めながら、現行制度の基本を踏まえ、必要な制度改正や運用改善を重ねていく。 <教員定数配分の適正化> 104 ② 教員定数配分を踏まえつつ、将来を見据えた学術研究基盤の整備、教育研究の高度化等の様々な要
	請に的確に応えられるよう、教員定数配分を適時適切に見直していく。 <若手教員の育成支援>
	105 ③ 将来性豊かな若手教員を計画的に育成する観点から、新任教員に対するFD活動や研修の充実、教育研究環境の整備など、各大学・高等専門学校の取組を一層効果的なものとするため、必要な環境整備に努めていく。
○ 法人の自律的な運営の核となる固有職員を確保・育成するため、計画的な採用を進めるとともに、	◇ 職員人事
人事考課制度の適正な運用や研修の充実を図る。	<人事制度の適切な運用・改善>
	106 ① 職員の意欲・能力を最大限に引き出し、組織力を一層高められるよう、人事考課を含む、人事制度全般を適切に運用するとともに、必要な制度改正や運用改善を重ねていく。

切なバランスを図りながら、人材育成方針(「人材育成プログラム(平成21年3月策定)」に基づき、様々な人材育成策を効果的に実践し、業務に係る高い専門性と経営感覚を兼ね備えた「プロ職員」を計画的に育成する。  ◇ 各センター組織の機能強化 <学生サポートセンターの学生支援機能強化> 109 ① 学生サポートセンターが、各大学・高等専門学校の学生全体の支援組織であることから、改めて学生の視点から現状を分析し、求められる支援メニューの整備、より一層緊密な教職員の連携体制の構築、実効性の高い組織再編など、各大学・高等専門学校の特性・実情等に応じた学生支援機能の拡充に努める。 <産学公連携センターの再整備> 110 ② 産学公連携センターにおいては、今後、各大学・高等専門学校が有する知的資源の活用を最適化していくため、将来を見据えた基本戦略を策定し、産学公連携機能のあり方を体系的に整理する。また、センターと各経営・教学部門との連携強化を図るため、各大学・高等専門学校の特性・実情等を踏まえた、研究支援ニーズへの的確な対応、連携コーディネート機能の拡充、センターの組織体制の整備等を推進する。
111 ③ 外部資金獲得額、各種指標(技術相談、特許申請・受理など)を年度計画において毎年度設定し、 着実に達成していく。
2 業務執行の効率化に関する目標を達成するための措置
<ul> <li>〈予算・人員体制の適正化〉</li> <li>112 ① 法人全体を取り巻く情勢等を的確に見極めながら、組織運営に係る現状分析・外部評価等の結果を、適時適切に事務改善や組織・予算・人員等の見直しにつなげていくなど、効果的・効率的な組織運営の実現に向けて、不断の見直しを重ねていく。</li> <li>〈業務改善の推進〉</li> <li>113 ② 事務職員の「プロ職員」化を着実に図っていくとともに、業務全般の棚卸しを進め、契約事務や会計事務の合理化、定型的事務処理の外部委託化など、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事務処理プロセスを見直していく。</li> <li>〈ICT環境の整備〉</li> <li>114 ③ マルチキャンパスにおける円滑な組織運営を実現するため、業務執行に係るICT環境を一層整備し、業務の効率化はもとより、学生サービスや教育研究活動の質的向上にも、有形無形に結び付けていく。</li> </ul>

VI 財務運営の改善に関する目標	VI 財務運営の改善に関する目標を達成するために取るべき措置
1 自己収入の改善に関する目標	1 自己収入の改善に関する目標を達成するための措置
○ 法人運営の安定性と自律性を高めるため、外部資金獲得に向けた体制強化や収入源の多様化等を図	<外部資金獲得に向けた取組>
り、自己収入の改善に努める。	115 ① 法人運営の安定性と自律性を確保するため、法人及び各大学・高等専門学校は、自己収入の改善に
○ 主要な自己財源である学生納付金については、社会状況や他の国公立大学の水準等も見定めなが	向け、積極的な外部資金獲得のための取組を展開する。
ら、適切な額を設定していく。	116② 産学公連携センターを中心として、外部資金獲得に向けた支援体制を強化する。
○ 独自事業の実施に当たっては、ニーズの精査、利用者負担金の適切な設定等、収支バランスへの配 慮に努める。	117 ③ 外部資金獲得を促進するため、資金獲得に向けた教員のインセンティブを高められるような仕組みを整備する。
	<寄附金獲得に向けた取組>
	118 ④ 寄附金獲得に向けた取組を体系的に整理しつつ、the Tokyo U-club、同窓会、企業等に対する要請活動を精力的に行う。また、毎年度、各大学・高等専門学校を巣立っていく新規卒業生との新たなネットワークづくりに向けた取組を推進する。
	<授業料等の学生納付金の適切な確保>
	119 ⑤ 学生納付金については、公立大学法人の役割を踏まえ、東京都が認可した上限額の範囲内で適正な金額の設定に努めるとともに、その確実な納入を促進する。
	<事業収入の確実な確保>
	120 ⑥ オープンユニバーシティにおいては、社会的ニーズに的確に応える講座の企画・運営に努めるとと
	もに、様々な創意工夫を凝らしながら、開講率の向上、受講者数の拡大、収入・経費の適正化等に努 めていく。
2 経費の節減に関する目標	2 経費の節減に関する目標を達成するための措置
○ 標準運営費交付金が毎年度 1.0%減となることを踏まえ、中長期的な視点で自律的な運営を行い、	<総人件費管理の適正化>
経費の節減等効率化を進める。	121 ① 必要な人材の確保に努める一方、中長期的な視点から法人財務状況を的確に分析しつつ、総経費の大半を占める人件費を適正に管理する。
	<省エネルギー対策の徹底>
	122 ② 施設整備計画に基づく施設改修工事等に当たっては、省エネルギー効果の高い、最新の技術・設備
	を取り入れるなど、費用対効果の視点を十分踏まえながら、光熱水費等の確実な縮減を図る。 <予算・人員体制の適正化>(再掲)
	<予算・人員体制の適正化>(再掲) 123 ③ 法人全体を取り巻く情勢等を的確に見極めながら、組織運営に係る現状分析・外部評価等の結果を、 適時適切に事務改善や組織・予算・人員等の見直しにつなげていくなど、効果的・効率的な組織運営
	〈予算・人員体制の適正化〉(再掲) 123 ③ 法人全体を取り巻く情勢等を的確に見極めながら、組織運営に係る現状分析・外部評価等の結果を、適時適切に事務改善や組織・予算・人員等の見直しにつなげていくなど、効果的・効率的な組織運営の実現に向けて、不断の見直しを重ねていく。
	<ul> <li>〈予算・人員体制の適正化〉(再掲)</li> <li>123 ③ 法人全体を取り巻く情勢等を的確に見極めながら、組織運営に係る現状分析・外部評価等の結果を、適時適切に事務改善や組織・予算・人員等の見直しにつなげていくなど、効果的・効率的な組織運営の実現に向けて、不断の見直しを重ねていく。</li> <li>〈業務改善の推進〉(再掲)</li> <li>124 ④ 事務職員の「プロ職員」化を着実に図っていくとともに、業務全般の棚卸しを進め、契約事務や会計事務の合理化、定型的事務処理の外部委託化など、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事務</li> </ul>

3 資産の管理運用に関する目標	3 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置
○ 学内施設や知的財産等、法人が保有する資産については、適正に管理し、できる限り有効活用を図	<学内施設の有効活用>
る。	126 ① 学内施設利用の適正化・効率化を推進し、臨時的な業務への対応、学外への貸出しなどに活用可能
○ 法人が保有する資金については、適正に管理するとともに、安全かつ効率的に運用する。	なユーティリティースペースの確保に努める。また、学内施設の有効活用を高めるため、教育研究活動に支障のない範囲内で積極的に学外への貸出しを行う。
	<知的財産の有効活用>    107 ②   株式物のほぼになるに関するようによった。 いさいじょうだいか ほにはなる 間になった ロインリー
	127 ② 特許等の積極的な活用を図るため、ホームページをはじめ、様々な情報媒体を駆使したタイムリーな情報提供を行い、効果的な知的財産の運用に努める。
	<適正な資金管理・効果的な資金運用>
	128 ③ 法人の資金管理規程、資金管理方針に基づき、適正に資金管理を行う。また、年間を通じてキャッシュフローを厳格に見極めつつ、運用可能な資金については、安全かつ安定的な手法による運用を積
	極的に行う。
	<剰余金の有効活用>
	129 ④ 各年度の剰余金については、将来にわたって法人の安定的な事業展開に資するよう、可能な限り基金化し、その運用益を活用していく仕組みを整備する。
Ⅷ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	VII 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置
	4
1 自己点検・評価等に関する目標	1 自己点検・評価等に関する目標を達成するための措置
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<自己点検・評価及び外部評価の実施>
	110 110 110 110 110 110 110 110 110 110
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<自己点検・評価及び外部評価の実施> 130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<自己点検・評価及び外部評価の実施> 130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<自己点検・評価及び外部評価の実施> 130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。 <公立大学法人全体に関する自己評価の実施>
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、</li> </ul>
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。</li> <li>〈評価結果の活用〉</li> </ul>
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。</li> <li>〈評価結果の活用〉</li> <li>132 ③ 自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果をデータベース化</li> </ul>
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。</li> <li>〈評価結果の活用〉</li> <li>132 ③ 自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果をデータベース化し、指摘事項等の改善状況を経年的に的確に把握し、法人経営の高度化、教育研究の質的向上に確実</li> </ul>
○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評価を活用し、法人運営全般について、継続的に見直しや改善を図る。  2 情報提供等に関する目標	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。</li> <li>〈評価結果の活用〉</li> <li>132 ③ 自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果をデータベース化し、指摘事項等の改善状況を経年的に的確に把握し、法人経営の高度化、教育研究の質的向上に確実に結び付けていく。</li> <li>2 情報提供等に関する目標を達成するための措置</li> </ul>
<ul> <li>○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評価を活用し、法人運営全般について、継続的に見直しや改善を図る。</li> <li>2 情報提供等に関する目標</li> <li>○ 公共性を有する法人として、法人運営の透明性を確保するとともに、社会に対する説明責任を果た</li> </ul>	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。</li> <li>〈評価結果の活用〉</li> <li>132 ③ 自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果をデータベース化し、指摘事項等の改善状況を経年的に的確に把握し、法人経営の高度化、教育研究の質的向上に確実に結び付けていく。</li> <li>2 情報提供等に関する目標を達成するための措置</li> <li>〈法人運営情報の積極的な公開〉</li> </ul>
<ul> <li>○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評価を活用し、法人運営全般について、継続的に見直しや改善を図る。</li> <li>2 情報提供等に関する目標</li> <li>○ 公共性を有する法人として、法人運営の透明性を確保するとともに、社会に対する説明責任を果たすため、積極的に情報を開示する。</li> </ul>	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。</li> <li>〈評価結果の活用〉</li> <li>132 ③ 自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果をデータベース化し、指摘事項等の改善状況を経年的に的確に把握し、法人経営の高度化、教育研究の質的向上に確実に結び付けていく。</li> <li>2 情報提供等に関する目標を達成するための措置</li> <li>〈法人運営情報の積極的な公開〉</li> <li>133 ① 法人運営(経営・教学)について、広く社会の理解が得られるよう、自己点検・評価、認証評価、</li> </ul>
<ul> <li>○ 自己点検・評価及び監査を定期的に実施するほか、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評価を活用し、法人運営全般について、継続的に見直しや改善を図る。</li> <li>2 情報提供等に関する目標</li> <li>○ 公共性を有する法人として、法人運営の透明性を確保するとともに、社会に対する説明責任を果た</li> </ul>	<ul> <li>〈自己点検・評価及び外部評価の実施〉</li> <li>130 ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。</li> <li>〈公立大学法人全体に関する自己評価の実施〉</li> <li>131 ② 法人運営(経営・教学)の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。</li> <li>〈評価結果の活用〉</li> <li>132 ③ 自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果をデータベース化し、指摘事項等の改善状況を経年的に的確に把握し、法人経営の高度化、教育研究の質的向上に確実に結び付けていく。</li> <li>2 情報提供等に関する目標を達成するための措置</li> <li>〈法人運営情報の積極的な公開〉</li> <li>133 ① 法人運営(経営・教学)について、広く社会の理解が得られるよう、自己点検・評価、認証評価、</li> </ul>

用を促進し、東京都の教育機関としての存在意義を高める。 134 ② 情報公開や個人情報保護については、東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例 に基づき、関係規程の整備など、必要な環境整備を行い、適切に対応していく。 <法人全体の広報戦略の確立> 135 ③ 各大学・高等専門学校の認知度を一層高めるため、法人全体の「強み」を活かした「ブランド戦略」 に基づき、学校単位の広報活動への支援はもとより、新たな広報媒体の活用、既存の広報媒体の複合 的な活用など実効性の高い広報活動を展開する。 Ⅲ その他業務運営に関する重要目標 ▼ その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ○ 学生や教員が、快適な環境で安定的に学修や研究に取り組めるよう、限られた財源を有効に活用し、 <エコキャンパス・グリーンキャンパス化の推進> 施設設備を計画的・効率的に整備・更新する。 136 ① 様々なキャンパスアメニティーを一層充実させるとともに、義務化された温室効果ガス排出量削減 ○ 地域社会のニーズ等も踏まえ、施設の貸出しや一般開放等、法人施設の有効活用を推進する。 目標を確実に達成しながら、「エコキャンパス・グリーンキャンパス」化を推進する。キャンパスに 集う学生、教職員、地域住民等に対して快適空間を創出する。 <老朽施設の計画的な改修・整備> 137② エコキャンパス・グリーンキャンパス化の取組を踏まえながら、老朽施設を計画的に改修し、より 一層良好な教育研究環境を整備する。 <学内施設の有効活用>(再掲) 138 ③ 学内施設利用の適正化・効率化を推進し、臨時的な業務への対応、学外への貸出しなどに活用可能 なユーティリティースペースの確保に努める。また、学内施設の有効活用を高めるため、教育研究活 動に支障のない範囲内で積極的に学外への貸出しを行う。 2 安全管理に関する目標 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 ○ 学生や教職員が安全かつ快適に活動できるよう、各キャンパスの実態に即して、安全管理を徹底す | <全学的な安全管理体制の確立> 139 ① 学生や教職員にとって、安全で快適なキャンパスライフを実現していくため、盗難・事故等の防止 ○ 震災や新興・再興感染症等に備え、周辺地域の状況も踏まえた対応策を検討・策定するとともに、 対策はもとより、メンタルヘルス面も含めた健康の保持・増進に向けた取組など、キャンパスにおけ る日常の生活行動様式に即した具体的な取組を実践していく。 必要に応じて随時見直しを行う。 ○ リスク管理を徹底するとともに、事故や災害が発生した場合に適切かつ迅速に対応できるよう、教 | < R I 施設等の安全管理> 職員や学生に対する安全教育の推進や関係機関との連携強化を図る。 全衛生の確保に向けた取組を着実に進める。 <日常的な危機管理体制の整備> 141 ③ 震災や新興感染症の発生など、万一の場合に備え、教職員等の対応マニュアルの整備、必要な機材・ 設備の整備・更新、学生に対する安全教育の充実、さらには日頃から地域住民や警察・消防医療機関 等との緊密な連携など、いつでも迅速・的確な対応がとれる体制を整備する。

3 社会的責任に関する目標	3 社会的責任に関する目標を達成するための措置
(1)環境への配慮に関する目標	(1)環境への配慮に関する取組
○ 法人の社会的責任や東京都の施策、関係法令等を踏まえ、法人運営全般において環境への配慮に努	<温室効果ガスの着実な削減>
める。	142 ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に伴う、温室効果ガス排出総量削減義務計画
	に基づき、各施設に課せられる温室効果ガス排出量の削減目標を確実に達成する。
(2)法人倫理に関する目標	(2) 法人倫理に関する取組
○ 法令遵守や人権尊重を徹底し、学生や教職員にとって快適な学修環境・職場環境を実現するととも	<セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメント等対策>
に、法人に対する社会の信頼を確保する。	143 ① セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメント等の未然防止と発生後の適切な対応を確保す
○ 研究実施に当たっては、社会的責任に十分に留意し、教員の倫理意識の確立と倫理的配慮を確保し	るため、各大学・高等専門学校の実情や特性等を踏まえた専門組織を設置するなど実効性のある取組
ていく。	を行っていく。
	<研究倫理に関する取組>
	144 ② 研究安全倫理委員会での審議を通じ、引き続き研究倫理への配慮の徹底に努めるとともに、「研究
	活動における不正行為」や「研究費の不正使用」の防止に向けて、教職員向けの研修を拡充する。
4 国際化に関する目標	4 国際化に関する目標を達成するための措置
○ 国際的な競争力のある教育研究を実現するため、法人として国際化の方針を検討・策定し、それに	<国際化に向けた戦略的取組の推進>
基づいて推進体制を整備する。	145 ① 法人全体のヘッドクォーター部門に、新たに「国際化戦略事業推進室(仮称)」を設置する。この
○ 各教育機関が、それぞれの特性に応じて教育研究の国際化に取り組むとともに、学生や教員に対す	組織を先導役として、法人全体の国際化に関する基本構想を策定するとともに、各大学・高等専門学
る適切な支援を行う。	校が主体的に取り組む諸施策に対する環境整備、さらには諸施策の体系化・複合化等を図りながら、
○ 東京都の施策を踏まえ、都市問題のスペシャリストとして、アジア諸都市の課題解決に貢献するた	個々の施策の最適化に向けたコーディネート機能を発揮する。
め、アジアの大学や研究機関との連携、アジア人留学生の受入れ等を積極的に推進する。	<有為なグローバル人材の育成・輩出>
	146 ② 法人を挙げて、各大学・高等専門学校が行う様々な国際交流事業等を適切に支援しながら、海外留
	学及び優秀な外国人留学生の受入れを促進する。これらにより、企業、政府・自治体、研究機関、N
	PO等、様々な分野・機関でグローバルに活躍できる国際性豊かな人材を育成・輩出していく。
	<アジア大都市が抱える都市問題の解決に向けた取組>
	147 ③ 首都東京のシンクタンクとして、各大学・高等専門学校が有する知的資源を結集して、急激に進行
	する都市化や環境悪化、少子高齢化による人口構成の変化など、アジア大都市が抱える様々な都市問
	題の解決に向けて、各都市の大学・研究機関等とも連携しながら、先導的・先駆的研究に果敢に取り
	組み、アジア全体の発展に貢献する。

### 〔別 表〕

1 首都大学東京

学 部

都市教養学部

都市環境学部

システムデザイン学部

健康福祉学部

大学院

人文科学研究科

社会科学研究科

理工学研究科

都市環境科学研究科

システムデザイン研究科

人間健康科学研究科

2 産業技術大学院大学

大学院

産業技術研究科

3 東京都立産業技術高等専門学校

学 科

ものづくり工学科

専攻科

創造工学専攻

〔別 表〕教育研究組織

(1) 首都大学東京

学 部

都市教養学部

都市環境学部

システムデザイン学部

健康福祉学部

大学院

人文科学研究科

社会科学研究科

理工学研究科

都市環境科学研究科

システムデザイン研究科

人間健康科学研究科

(2) 産業技術大学院大学

大学院

産業技術研究科

(3) 東京都立産業技術高等専門学校

学 科

ものづくり工学科

専攻科

創造工学専攻